

総社市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第5号

総社市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

総社市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（令和2年総社市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在しない場合には、当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
<p>(適用除外) 第5条 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該日を長期欠席の期間に含めないものとする。 (1) 略 <u>(2) 議員の妊娠又は出産等で、次に掲げる期間の範囲内（市議会の会議を欠席することについて議長及び委員長に届け出ている場合に限る。）</u> <u>ア 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間</u> <u>イ 妊娠又は出産に起因する疾病により、医師が市議会の会議を欠席する必要があると認める期間</u> (3) 略</p>	<p>(適用除外) 第5条 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該日を長期欠席の期間に含めないものとする。 (1) 略 <u>(2) 出産</u>  (3) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。